

公示用

令和5年度施行

設計書

業務名

藻南公園改修基本計画策定業務

札幌市建設局みどりの推進部

業 務 名 藻南公園改修基本計画策定業務

一 金 業 務 委 託 費
業 務 価 格 円也
消 費 税 等 相 当 額

業 務 説 明

1 業務の目的

本業務は、藻南公園における施設全体の老朽化や駐車場不足といった課題を解消すること、及び公園全体の利便性や魅力の向上を目的とした施設改修に向け、測量調査を行うとともに、基本計画を策定するものである。

2 業務の期間

契約締結日から令和6年3月15日までとする。

3 仕様書

- ・札幌市土木設計業務共通仕様書
- ・藻南公園改修基本計画策定業務 仕様書

4 成果品

藻南公園改修基本計画策定業務 仕様書のとおり

仕様書

【一般事項】

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「藻南公園改修基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (7) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。
- (9) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本

市と協議を行うこと。

5 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、表1に示す資格を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト（LRA）、または表2に該当するものを配置すること。

表1 技術士、RCCM資格者

技術士	RCCM
技術部門：建設、総合技術監理	専門技術部門：造園、都市計画及び地方計画

表2 実務等経験者

当該検討業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で本市が承諾した者 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者 ・学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者 ・学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

【履行】

1 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。

2 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

3 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書、その他成果品一式を製本（カラー）2部と電子データにて提出すること。成果品の提出にあたっては、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、

承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、下記業務内容のとおり。

(2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

4 個人情報の取り扱い

(1) 別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び別記2「個人情報取扱安全管理基準」を全て遵守すること。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

6 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課(札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階)

【業務内容】

1 業務名

藻南公園改修基本計画策定業務

2 業務概要

藻南公園は昭和32年（1957年）に開設し、広く市民に親しまれている総合公園である。開設以降、部分的な施設改修や拡張整備を行ってきたが、施設全体の老朽化が進行しているほか、駐車場の不足、新基準※への未対応といった課題が生じている。

本業務は、これらの課題を解消すること、及び公園全体の利便性や魅力の向上を目的とした施設改修に向け、測量調査を行うとともに、基本計画を策定するものである。

※「遊具の安全に関する規準」、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」等

3 業務前提

(1) 対象公園

公園名 藻南公園

公園種別 総合公園

公園面積 約31.3ha

所在 南区川沿9～11条1丁目、真駒内柏丘7、8、12丁目

平面図 別紙 都市公園台帳現況平面図を参照

(2) 対象範囲

藻南公園において、札幌軟石ひろば（平成16年度拡張整備）、及び散策路のある斜面林を除く、別紙 位置図に示す約10.6haの範囲を対象とする。

(3) 事前調査・検討の状況

令和4年度に、基本計画策定に向けた事前調査、及び改修の方向性の検討を行っている。この成果を参考に、基本計画の策定を行うこと。通常の基本計画策定における「与条件の把握」「敷地分析」は実施済とする。

【実施済の内容】

・与条件の把握、整理

（自然的条件・社会的条件・現況の把握、関係機関へのヒアリング、課題の抽出）

・施設改修計画案の検討 ※概略イメージ

（ゾーニング、動線計画・施設改修計画・主要施設計画、施設改修優先度）

・概算事業費及び年次計画の検討

・民間事業者へのヒアリング

(4) 改修の方向性

老朽化に伴う施設更新を基本としつつ、主に下記の検討課題に取り組むこと。

① 公園全体の魅力向上

- ・藻南公園は、総合公園として個性的な魅力を有しているが、公園敷地が道路や川により分断されていることもあり、藻南公園としての統一感が薄く、認知度が低い部分がある。
- ・大きなゾーニングの変更など根本的な見直しは行わないが、公園全体の利便性や魅力の向上を図るため、公園全体を貫く基本的な視点や考え方を設定し、各エリアの改修計画を検討すること。

② 施設の老朽化

- ・開設以降、適宜部分的な施設改修を行っているが、主な既存施設は30～40年以上経過し、老朽化が進行している。特に、公園管理事務所や擁壁類の老朽化が著しい。また、公園管理事務所は有料施設等との位置関係も好ましくない。
- ・公園管理事務所については、建替えを前提に、配置や機能・規模・形態の見直しを検討すること。
- ・擁壁類については、視認性や施設間の相互利用の向上、維持管理コストの低減のため、傾斜面化（擁壁撤去）を検討すること。

③ 駐車場の不足

- ・イベント時などに駐車場が不足している状況にある。適正な駐車台数の確保のため、駐車場の拡張・増設を検討すること。

④ 園路

- ・斜面地形により、バリアフリーに対応していない園路も多く存在しているほか、利用しにくい動線設定になっている部分がある。
- ・バリアフリーへの対応、及び公園利用者の駐車場から各施設への移動、公園管理車両の走行など、動線の配置について、既存動線の活用を前提にしつつ、整理すること。

⑤ 樹木の整理

- ・整備時に植栽された樹木が成長し、良好な緑地を形成している一方、視認性や景観的魅力的の低下につながっている。樹木の整理について検討すること。

⑥ 遊具広場の魅力向上・新たな運動施設導入の検討

- ・地形や自然環境を活かした遊具、誰もが遊べる遊具の導入など、遊具広場の魅力向上について検討すること。
- ・誰もが遊べる遊具の検討にあたっては、今年度供用を開始した農試公園の「誰もが遊べる遊具広場」の利用状況（本市提供）を参考にすること。
- ・主に石山エリアを中心に、ストリートスポーツ等の新たな運動施設の設置を検討すること。スケートボード広場の検討にあたっては、令和4年度に実施したスケートボード環境調査業務の成果を参考にすること。

(5) 資料の提供

業務着手後、担当職員により下記資料を提供する。

- ・現況図、敷地図のデータ（CADデータ（DWG）またはPDF）
- ・平成14年度藻南公園造成（拡張）工事図面
- ・既存施設の点検結果
- ・令和4年度藻南公園施設改修検討業務成果品
- ・令和4年度スケートボード環境調査業務成果品

4 業務詳細

4-1 測量

本業務における計画策定、及び今後の設計の資料とするため、設計図書に記載の測量を行う。作業にあたっては、「札幌市公共測量仕様書」及び「札幌市公共測量作業要領」に従うこと。

(1) 基準点測量

- ・4級基準点測量（細部多角測量）：地域条件及び既知点との位置関係を総合的に検討し、安定的かつ経済的な基準点網を作成すること。
- ・謄本交付手数料：必要に応じ、国土地理院より既知点成果の交付を受けること。

(2) 水準測量

- ・3級水準測量観測：地域条件及び既知点との位置関係を総合的に検討し、安定的かつ経済的な水準路線を作成すること。

(3) 路線測量

- ・作業計画：作業内容を確認し、作業計画書を作成するほか、各種準備を行うこと。
- ・現地踏査：現地の状況把握、作業範囲の確認等のために、現地踏査を行うこと。
- ・中心線測量：縦横断測量の側点の中心杭を設置すること。
- ・縦断測量：設置した中心杭を基準として、標高観測等を行い、縦断図を作成すること。
- ・横断測量：設置した中心杭を基準として、距離及び標高観測等を行い、横断図を作成すること。

(4) 用地測量

- ・用地現況測量（建物等）：現況地物、樹木位置、地形の測定、観測データの整理等を行うこと。

(5) 図面作成

- ・既存構造物及び立木等の位置、用地境界の情報を反映し、図面を作成すること。

(6) 写真撮影

- ・以下の写真を撮影すること。
 - ①公園施設及び立木
 - ②基準点（街区基準点含む）
 - ③境界石、境界標
 - ④作業状況（安全対策状況含む）
 - ⑤地上占有物
 - ⑥その他担当職員から指示のあるもの

4-2 基本計画策定

(1) 計画内容の検討及び設定

- ・ 3 (4) 改修の方向性、及び各エリア・各施設の機能や利用動向等を踏まえ、園内をいくつかのゾーンに大別し（ゾーニング）、それぞれの課題や改修の優先度について、対策を検討すること。
- ・ 以上を踏まえ、各エリアや各施設の基本計画の内容を検討し、設定すること。

(2) 基本計画図の作成

- ・ 計画内容に基づき、公園全体の平面図、エリア・主要施設別の平面図を作成すること。

(3) 概算工事費の算出

- ・ 各エリアや各施設の改修に必要な概算の工事費を算出すること。
- ・ 利用動向や優先度、概算工事費を考慮の上、合理的な年次計画を策定すること。

(4) 基本計画説明書の作成

- ・ 基本計画内容及び上記検討資料についてまとめた報告書を作成すること。

(5) 鳥瞰図及び透視図の作成

- ・ 決定した内容に基づき、公園全体及び各エリアについて、立体図として仕上げる
- こと。
- ・ 視点の位置等については、担当職員と協議の上、決定すること。

(6) 打合せ

- ・ 業務の履行においては、本市担当者・関係者との協議や結果報告を綿密に行いながら、進めること。また、随時、簡易な連絡事項や進捗状況を電話やメールでやり取りし、相互に調整するものとする。
- ・ 打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回とし、すべてに業務主任者が出席すること。

5 提出成果品

【履行】「3 業務の完了」に基づき、以下の成果品を提出すること。

- ・ 測量成果図書
(位置図、基準点経路図、基準点網図、各種計算簿、各種図面、写真帳)
- ・ 基本計画報告書（検討過程を含む）
- ・ 基本計画概要書（A3版、2枚程度）
- ・ 住民説明会用資料（PPT）
- ・ 基本計画図
- ・ 概算工事費、年次計画
- ・ 鳥瞰図等
- ・ 打合せ簿
- ・ 情報収集資料、検討に用いた根拠資料

個人情報 の 取扱い に 関する 特記事項

(個人情報 の 保護 に 関する 法令 等 の 遵守)

第1条 受託者は、「個人情報 の 保護 に 関する 法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報 の 保護 に 関する 法律 に ついて の 事務 対応 ガイド (行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報 の 取扱い に 関する 特記事項 (以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制 の 整備)

第2条 受託者は、個人情報 (個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報 の 取扱い に 係る 保護 管理者 及び 従業者 を 定め、書面 (当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報 の 取扱い に 係る 保護 管理者 及び 従業者 を 変更 する 場合 の 手続 を 定め なければ ならない。
- 3 受託者は、保護管理者を 変更 する 場合 は、事前 に 書面 に より 委託 者 に 申請 し、その 承認 を 得 なければ ならない。
- 4 受託者は、従業者を 変更 する 場合 は、事前 に 書面 に より 委託 者 に 報告 し なければ ならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域 の 特定)

第4条 受託者は、個人情報 を 取り 扱う 場所 (以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を 変更 する 場合 は、事前 に 書面 に より 委託 者 に 申請 し、その 承認 を 得 なければ ならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとと

もに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報
が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはなら
ない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者
に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させな
ければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果につ
いて責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事
務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めると
ころにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化
し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報
漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを
行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体
等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の
廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び
情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務
以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託
者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者が指
定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
 - 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に

関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによつて委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱管理安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

(1) 組織的安全管理措置

(2) 人的安全管理措置

(3) 物理的安全管理措置

(4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」の「4-3-1」の「安全管理措置(法第66条)」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業員の指定、教育及び監督

(1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。

(2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。

(3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業員に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業員は、必ず1回以上研修等を受講している者として

いること。
(4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

(1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

(2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業員を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及

び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

(3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定め の整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

(4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

(5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。

(4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。

(5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。

(6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。

(7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。

(8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザID、パスワード、磁気・ICカード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。

(9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。

(10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成しているこ

と。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。

(11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。

(12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

(1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。

(2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、個人情報を取扱う場面が生じた場合、速やかに本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」第12条にある個人情報の受け渡し状況についても個人情報取扱状況報告書に記載すること。

条件明示書

1. 設計業務補正係数

基本計画に係る補正係数は、「土木事業委託積算基準(北海道建設部、2022年10月版)」に基づき、下記の設計条件を元に算出すること。

表. 藻南公園補正係数

項目	適用変化率	補正係数	備考
公園種別	総合公園	(基準面積) 10.00 ha	
対象面積	10.60 ha	(補正面積) 10.6 ha	
地形	平地	1.0	
資料の提供	有り	0.9	
発注形式	基本計画	1.00	
整備水準	普通	1.0	
補正係数	基本計画	0.93	小数第3位四捨五入2位止め

2. 測量業務補正係数

表. 藻南公園補正係数

項目	適用変化率	備考
地域による分類	耕地	公園内での作業のため
地形による分類	平地	
交通量	12時間当たり 0-1000 台	公園内での作業のため
曲線数	0	
測量幅	A:45m以上-75m未満 B:75m以上-95m未満 C:95m以上-105m未満	
測点間隔	10m	

※冬期労務費補正: 無

都市公園台帳現況平面図

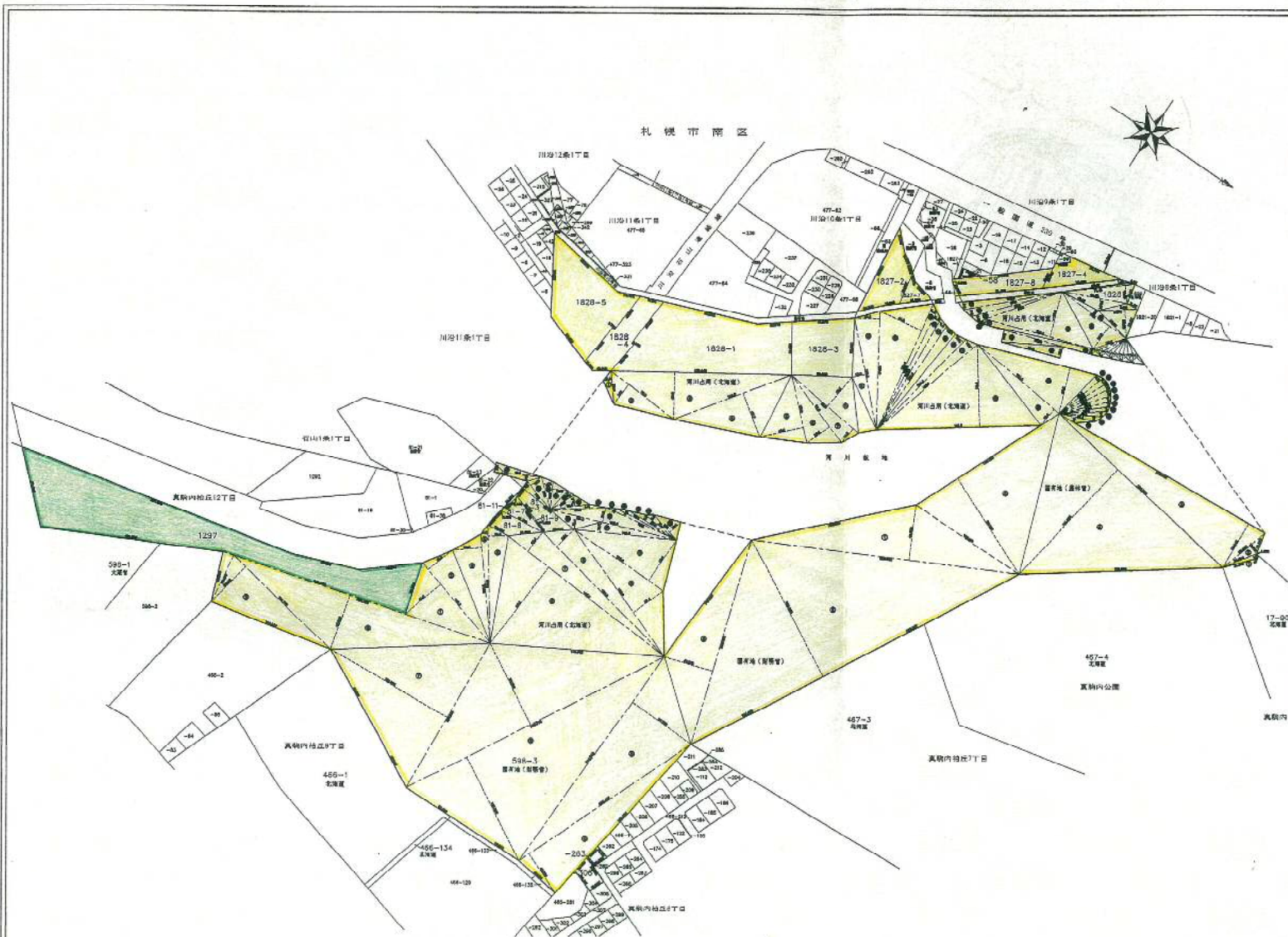


整理番号 南総6

平成 17 年 3 月 31 日

公園名	藻南公園 1/7		
土地の所在	川沿9条1丁目, 10条1丁目, 11条1丁目 真駒内柏丘7丁目, 8丁目, 12丁目		
現況図番号	14-08, 14-09 15-08, 15-09	縮尺	1:4000
作成者	札幌市緑化推進部公園管理課		
所管課所名	札幌市緑化推進部公園管理課		

都市公園台帳敷地図

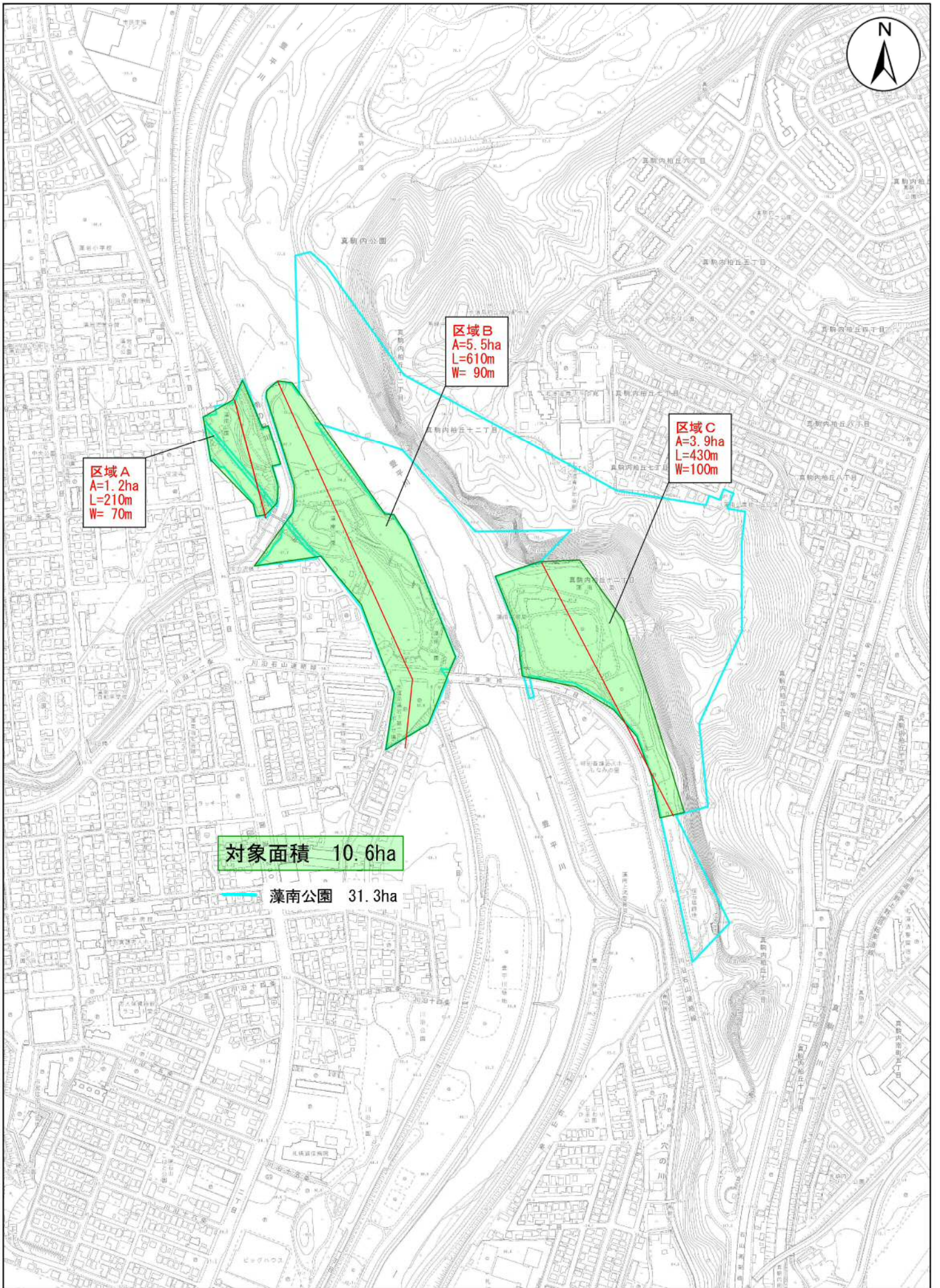


公園敷地面積					
土地の所在	所有者	公簿			備考
		地番	地目	地積(m ²)	
札幌市南区 川沿9条1丁目	札幌市	1827- 4	畑	1,157.23	
	札幌市	1827- 8	雑種地	1,578.79	
	札幌市	1827- 58	宅地	121.19	
	札幌市	1828	雑種地	1,732.67	
札幌市南区 川沿10条1丁目	札幌市	1827- 2	畑	2,531.29	
	札幌市	1827- 7	畑	415.00	
	札幌市	1828- 1	畑	9,527. -	
	札幌市	1828- 3	畑	3,259.50	
札幌市	1828- 4	公共用道路	1,692.56		
札幌市南区 川沿11条1丁目	札幌市	1828- 5	畑	5,434.71	
札幌市南区 真駒内柏丘7丁目	札幌市	465-263	公園	196.29	
札幌市南区 真駒内柏丘8丁目	札幌市	465-306	公園	419.60	
札幌市南区 真駒内柏丘12丁目	札幌市	81- 3	宅地	859.50	
	札幌市	81- 7	宅地	461.42	
	札幌市	81- 8	宅地	651.47	
	札幌市	81- 9	宅地	29.75	
	札幌市	1297	雑種地	14,313.31	
北海道		河川敷地	69,573.14	河川占用	
北海道		河川敷地	58,672. -	河川占用 (未申請)	
国	598- 3	原野	104,774.73	財務省	
園		河川敷地	31,084.41	農林省 (未指定)	
公園敷地面積合計				313,240.80	

整理番号 南総6

平成 15 年 3 月 28 日	
公園名	藻南公園 1/5
土地の所在	川沿9条1丁目, 10条1丁目, 11条1丁目 真駒内柏丘7丁目, 8丁目, 12丁目
現況図番号	15-08 縮尺 1:5000
作成者	札幌市緑化推進部公園管理課
所管課所名	札幌市緑化推進部公園管理課

※札幌土木現業所から土地購入後の図面である。



区域A
A=1.2ha
L=210m
W=70m

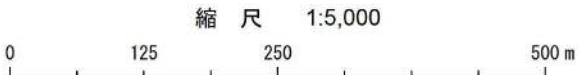
区域B
A=5.5ha
L=610m
W=90m

区域C
A=3.9ha
L=430m
W=100m

対象面積 10.6ha

藻南公園 31.3ha

位置図



縮尺 1:5,000

政)都市計画部都市計画課作成「共有基図」を使用 |

設計総括表（基本計画）					
項目・種別・細目		単位	数量	金額	摘要
直接人件費					
	基本計画	式	1		第1号内訳書
	打合せ	式	1		第2号内訳書
直接人件費計					
直接経費計					
	旅費交通費	式	1		
	電子成果品作成費	式	1		
直接経費計					
直接原価		式	1		
その他原価		式	1		
業務原価		式	1		
一般管理費		式	1		
業務価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		10%
業務委託料		式	1		

札幌市

基本計画策定

一金 円

内 訳

第1号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画内容の 検討及び設定		式	1			
基本計画図の 作成		式	1			
概算工事費の 算出		式	1			
基本計画説明書 の作成		式	1			
鳥瞰図及び 透視図の作成		式	1			
小計						
補正係数	補正係数(S) = 0.93					
計						(補正後)

札幌市

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	藻南公園改修基本計画策定業務	当 初	業務	測量業務	
				項目	基準点測量	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
基準点測量			式	1		
基準点測量			式	1		
基準点測量			式	1		
水準測量			式	1		
水準測量			式	1		
応用測量(Aエリア)			式	1		
路線測量			式	1		
路線測量			式	1		
用地測量			式	1		
用地測量			式	1		
応用測量(Bエリア)			式	1		
路線測量			式	1		
路線測量			式	1		

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	藻南公園改修基本計画策定業務	当 初	業務	測量業務	
				項目	応用測量(Bエリア)	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
		用地測量	式	1		
		用地測量	式	1		
		応用測量(Cエリア)	式	1		
		路線測量	式	1		
		路線測量	式	1		
		用地測量	式	1		
		用地測量	式	1		
		直接経費	式	1		
		直接経費	式	1		
		電子成果品作成費	式	1		
		直接測量費	式	1		
		間接測量費	式	1		
		諸経費	式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	藻南公園改修基本計画策定業務			当 初	業務	測量業務
						項目	基準点測量
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
基準点測量			式	1			
基準点測量			式	1			
基準点測量			式	1			
4級基準点測量(細部多角測量)		伐採無 平地 耕地(±0.0)	点	53		単-1号	
謄本交付手数料		謄本交付手数料	式	1		内-1号	
水準測量			式	1			
水準測量			式	1			
3級水準測量観測		道路外 平地 耕地(+0.1)	km	1.25		単-2号	
応用測量(Aエリア)			式	1			
路線測量			式	1			
路線測量			式	1			
作業計画			業務	1		単-3号	

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	藻南公園改修基本計画策定業務	当 初	業務	測量業務	
					項目	応用測量(Aエリア)	
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
	現地踏査		平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.21		単-4号
	中心線測量		平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1) 10m(+0.3)	km	0.21		単-5号
	縦断測量		平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.21		単-6号
	横断測量		平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1) 45m以上-75m未満 10m(+0.8)	km	0.21		単-7号
	用地測量			式	1		
	用地測量			式	1		
	用地現況測量(建物等)			ha	1.2		単-8号
	応用測量(Bエリア)			式	1		
	路線測量			式	1		
	路線測量			式	1		
	現地踏査		平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.61		単-9号

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	藻南公園改修基本計画策定業務	当初	業務	測量業務	
				項目	応用測量(Bエリア)	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
	中心線測量	平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1) 10m(+0.3)	km	0.61		単-10号
	縦断測量	平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.61		単-11号
	横断測量	平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1) 75m以上-95m未満 10m(+1)	km	0.61		単-12号
	用地測量		式	1		
	用地測量		式	1		
	用地現況測量(建物等)		ha	5.5		単-13号
	応用測量(Cエリア)		式	1		
	路線測量		式	1		
	路線測量		式	1		
	現地踏査	平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.43		単-14号
	中心線測量	平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1) 10m(+0.3)	km	0.43		単-15号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	藻南公園改修基本計画策定業務		当 初	業務	測量業務
						項目	応用測量(Cエリア)
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
縦断測量			平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.43		単-16号
横断測量			平地 耕地(±0.0) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1) 95m以上-105m未満 10m(+1.1)	km	0.43		単-17号
用地測量				式	1		
用地測量				式	1		
用地現況測量(建物等)				ha	3.9		単-18号
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費(測量)				式	1		内-2号
直接測量費				式	1		
間接測量費				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	藻南公園改修基本計画策定業務			当 初	業務項目	測量業務
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	測量業務価格	数量増減	摘要
諸経費			式	1			
測量業務価格			式	1			
消費税等相当額			式	1			
業務委託料			式	1			

